

No.1 【感染症等で複数の職員（保育士）が勤務できない場合の対応フロー】

前提：（1）原則、認可保育所は臨時休園を行わない。感染対策等を行った上で、園運営を継続する。

（臨時休園の例：自然災害等で基準以上の状況になった場合）

（2）感染症等を理由とした家庭保育の協力依頼の周知は、区（幼児保育課）と相談してからとする。

幼児保育課の連絡先

平日 8：30～17：15・・・幼児保育課保育施設指導担当（直通 TEL：03-5803-1845）

平日 17：15 以降及び土日祝日・・・文京区役所代表番号（TEL：03-3812-7111）

※代表番号へ電話する場合は、幼児保育課保育施設指導担当に至急連絡したい旨と、保育園名（正式名）、氏名、折り返しの電話番号を伝える。

1 感染症等で複数の職員（保育士）が出勤できない状況が発生

2 園は事業者へ休みの職員や体調不良者等の現状を報告し、以下の順番で相談・検討する

- 1）通常通りの保育（園運営）は可能か
- 2）系列園や本部等からヘルプ職員の派遣は可能か（スキマバイト等を活用しての人員確保は不可）
- 3）クラスを合同にして保育を行うことで対応が可能か
- 4）シフトを組めない時間帯等があり、家庭の協力が必要か

2-1)① 通常通りの園運営の継続が可能と判断した場合

2-2).3)① 系列園や本部等のヘルプ職員の派遣や合同保育をすることで継続が可能と判断した場合

ヘルプ職員の配置方法やクラスを合同にする時間帯などの具体策を検討する。判断に迷った場合など、必要があれば区に相談する。

2-4)① 園運営の継続に、家庭の協力が必要と判断した場合

家庭の協力が必要な時間帯を検討する。

例）早めのお迎えや保育時間の短縮の協力要請、早番遅番をなくした時間帯（8：30～17：00 等）の預かりとするなど。

職員の復帰状況等を勘案し、いつまでその対応を行うかも確認する。

2-1).2).3) ② 保護者周知（※）

園（事業者）は、園内の感染状況や感染対策を保護者に周知し、状況によって保育運営の変更が生じる場合があるなど予告をして園運営を継続する。

2-1).2).3) ③ 区（幼児保育課）へ報告

保護者に周知した内容を区に報告する。
※平日の 17：15 以降及び土日祝日の場合は、区への報告は区役所開庁後で可

2-4)② 保護者へ周知する前に、区（幼児保育課）へ相談

保護者に周知したいと考えている内容を区に相談し、周知文の案を共有する。

（※）周知する際の注意点

- ・ 登園を控えるかどうかは保護者の判断となる。「登園を控えてほしい」等のアナウンスはしない。
- ・ 保護者の職業や育休等、保護者の保育要件で区分けしない（個別に声かけ等しない）ことに留意する。

2-4)③ 保護者周知（※）

園（事業者）は、園内の感染状況や感染対策と園（事業者）の対応について保護者に周知する。